

平成18年7月31日

各位

会社名 株式会社 新生銀行
 代表者名 代表執行役社長 ティエリー ポルテ
 (コード番号 : 8303 東証第一部)

公的資金優先株式の返済手続開始および自己株式の取得枠の設定について

整理回収機構が保有する当行発行の第三回乙種優先株式6億株のうち3億株について、取得請求により当行普通株式 200,033,338 株の交付を受けた上で、当該普通株式の全部または一部につき市場取引による売却を行っていただくことを、整理回収機構を通じて預金保険機構に対し、下記1.の通り申出、本日承認をいただきましたので、お知らせいたします。

また、当該普通株式の売却に対応すべく、本日開催の当行取締役会において、下記2.のとおり、取得する株式の種類当行普通株式、取得株式の総数201百万株(上限)、取得価額の総額1,540億円(上限)、取得期間を平成18年8月1日より平成19年6月開催予定の第7期定時株主総会終結の時までとする自己株式の取得枠を設定し、その取得の決定につき当行社長ティエリー ポルテに権限を委任することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。この自己株式の取得は、適切な買付条件により、東京証券取引所のToSTNeT-2(終値取引)において行う予定です。

なお、今回の取得請求・普通株式交付後に残る、当行発行の第三回乙種優先株式3億株の修正後転換価額は、平成18年8月1日以降、735円となります。

今回の発表にあたり、当行社長のポルテは、次のとおりコメントしております。

「当行にとりまして、今回の公的資金の返済手続の開始は、重要な一步となると思います。当行の強固な資本基盤により、当行のすべてのステークホルダーにとって利益となる公的資金の解決(返済手続)に着手することができました。今後とも、高い自己資本比率と、今後の成長プラン遂行のために資本市場へのアプローチを可能とする財務上の柔軟性を維持してまいります。Tier 比率の目標については引き続き、7~8%といたします。また、今回の公的資金返済手続の開始を契機として、潜在株式調整後発行済み株式数を少なくとも5~6%減少させることを目標といたします。」

記

1. 公的資金優先株式の返済手続開始

(1) 整理回収機構による第三回乙種優先株式の取得請求

取得請求される優先株式数	300,000,000 株
取得請求日	平成18年7月31日
取得請求により交付される普通株式数	200,033,338 株

本件により、整理回収機構は当行の主要株主となりました。

当該異動に係る主要株主の氏名または名称

名 称 株式会社整理回収機構

本店所在地 東京都中野区本町2丁目46番1号

代 表 者 奥野善彦
 主な事業内容 債権回収業務

当該異動の前後における当該主要株主の所有普通株式数・所有議決権の数及びその総株主の議決権に対する割合

	所有議決権の数 (所有普通株式数)	総株主の議決権に対する割合(%)
異動前	-個 (-株)	-
異動後	200,033 個 (200,033,338 株)	12.89

* 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 6,187,944 株
 平成 18 年 7 月 31 日現在の発行済株式総数 1,558,570,944 株

(2) 取得請求により交付される普通株式の処分

整理回収機構が取得する普通株式については、今後、市場取引により売却していただくことを想定しているものであり、当該売却に対応すべく、当行取締役会において、後記 2. のとおり自己株式の取得枠の設定を決議いたしました。

(注)整理回収機構が保有する1単元株に満たない株式(338株)は、会社法第192条の規定に基づく買取請求を行っていただくよう、申出を行っており、今後、実施される予定です。

2. 自己株式の取得枠の設定

取得する株式の種類	当行普通株式
取得する株式の総数	201,000,000 株(上限)
株式の取得価額の総額	1,540 億円(上限)
自己株式の取得期間	平成 18 年 8 月 1 日から平成 19 年 6 月開催予定の第 7 期定時株主総会終結の時まで
取得の方法	東京証券取引所の ToSTNeT-2(終値取引)において買付けの委託を行う
取得決定の権限	取得の決定および上記に定めのないその他の関連事項については、ポルテ代表執行役社長、またはその権限を委譲された執行役に一任する。

以 上